

令和二年度第一回（四月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和2年度諫早市農業委員会 第1回総会議事録

1 開催日時 令和2年4月28日(火) 開会 午後3時00分～閉会 午後4時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員(19人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	小森俊夫			
農 業 委 員	1番	池田つや子	2番	久保 繁	3番 中尾貞治
	4番	久本純造	5番	立森和富	6番 前田貞松
	7番	末永 進	8番	菅原篤博	10番 山口勇満
	11番	西村ふじ子	12番	馬場誠治	13番 増山太大
	14番	横田親紀	15番	澤久 進	16番 西尾正信
	17番	池田武弘	18番	野副栄治	

4 欠席委員(0人) 9番 長谷川 博

5 付議事件

- 第1号 令和元年度事業報告承認の件
- 第2号 令和2年度事業計画(案)承認の件
- 第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農業用施設届出書受理の件
- 第6号 農地改良等届出書受理の件
- 第7号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 寿柳知己 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事 (開会)

議 長 これより、令和2年度諫早市農業委員会第1回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、9番・長谷川委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に1番・池田つや子委員、17番・池田武弘委員のご両人をお願いいたします。それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。また、発言は、簡明に、議題外又はその範囲を越えないようお願いいたします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「令和元年度 事業報告承認の件」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「令和元年度 事業報告承認の件」を説明します。

令和元年度は、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者には利用意向調査、荒廃農地の所有者には非農地通知を行い、守るべき農地の明確化を推進した。さらに、農地を所有する世帯を対象とした戸別訪問によるアンケート調査等を実施し、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進など農地等の利用の最適化を推進した。また、老後の生活安定を図るための農業者年金への加入推進活動を行い新規加入の確保に努めた。

なお、活動については、総会や地区別協議会などの会議を開催したほか農地関係業務、農政関係業務、行政機関等への意見書の提出、農地賃借料情報の提供、委員の研修を実施した。具体的な数字については、資料のとおりとなっています。

議 長 議案第1号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。
(議案第2号) 次に、議案第2号「令和2年度事業計画(案)承認の件」を議題といたします。
事務局 事業方針及び事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案 令和2年度事業方針(案)を読み上げます。

I 事業方針(案)

わが国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、遊休農地の増大、また、食料自給率の低下など、非常に厳しい状況のままである。このような中、諫早市農業委員会においては、農業委員及び農地利用最適化推進委員による新体制で農地利用の最適化の推進に取り組んでいる。農業委員会は地域農業の活性化に向け、農地利用状況調査の調査結果に基づく遊休農地の所有者等への利用意向調査並びに各地域における「人・農地プラン」の実質化に積極的に参加することで、地域の意向に沿った農地の有効活用を推進し、遊休農地の解消に努めるとともに、農地中間管理事業との連携を図るため農地中間管理機構等への情報提供等を行い、担い手への農地集積・集約化を推進していく。また、新規就農者等への支援を行い、新規参入の促進を図る。さらに行政機関に対しては、現場活動を行う農地利用最適化推進委員の意見を集約した「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の提出を行うほか、農業者の老後の生活安定を図るため、認定農業者などの担い手に対して農業者年金の加入推進に積極的に取り組んでいく。以上、関係団体や関係機関等との連携を図りながら、本市の農業振興と活性化に努める。

次に、事業計画(案)について、説明します。令和2年度は次の項目について実施します。

- 1 会議の開催
- 2 農地関係業務
- 3 農政関係業務
- 4 行政機関等への意見書の提出
- 5 農地賃借料情報の提供業務
- 6 委員研修の実施

昨年から取り組もうとしております人・農地プランの実質化に向けた集落での話し合いへの参加については、2の農地関係業務に追加しております。現在の状況では中々取り組みづらいところではありますが、進めていかなければならないと考えております。以上です。

議長 議案第2号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。

人・農地プランの実質化に向けた集落での話し合いについては、今年度は委員改選の年なので7月までに1回は開催して頂きたいと思っていましたけれども、新型コロナウイルスがいつ収束するのか分かりませんので、状況に応じて委員さん達に話

をしていきたいと考えております。その点はよろしく願いいたします。

(議案第3号) それでは、議案第3号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を説明します。今月は2件の農用地利用計画変更に伴う意見聴取がございます。2件とも軽微な変更で、諫早市長から農業委員会に意見を求められたものでございます。

1番、西里町の農地、田2筆、計155㎡のうち83.2㎡を農業用倉庫とするために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申出人は家族で農業を営んでおり、農業用倉庫については、耕運機等の農業用機械や農業用コンテナの保管のために、平成21年頃に建設しております。本件はその農業用倉庫の追認の申請で、農地法の用途変更手続完了後は農業用施設届出書を提出する予定です。

2番、小長井町打越の農地、畑1筆、1,904㎡を農業用資材置場及び駐車場とするために、農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申出人は小長井町において養鶏業を営んでおり、17棟の鶏舎でブロイラー約13万羽を飼育しております。今般、事業拡大により隣接地に新たに鶏舎を建築することとなり、申請地に水タンク等を設置し、出荷用のトラック、従業員駐車場として利用するため、農業用施設用地へ変更する申出です。農地法の用途変更手続完了後は農地法第5条の農地転用申請する予定となっております。以上です。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番につきましては、事務局説明のとおり平成21年頃に建設したということでありまして、申出人は退職後農業に一生懸命取り組んでいらっしゃいまして、地域の活動にも参加されております。地区の推進委員と協議したところ問題なしとの意見がありました。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの用途変更は「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの用途変更は「異議がない」と意見することに決定いたします。

議長 次に、2番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番ですけれども地域にも大変貢献され、農業もがんばっておられます。地区の委員と協議した結果、問題なしとの意見でした。

議長 2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番の農用地区域からの用途変更は「異議がない」と

と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番の農用地区域からの用途変更は「異議がない」と意見することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、長野町の農地4筆、6,617㎡について、農地の贈与を受け、農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は10,450㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。田植機やトラクター等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、長田地区、白木峰町の農地1筆、1,383㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は44,420㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約7分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、長田地区、長田町の農地1筆、462㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は19,315㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、多良見地区、多良見町東園の農地1筆、409㎡を農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は19,566㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。田植機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、56㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,458㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラックや動噴機等の機械は所有されています。また、農業に15年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。6番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2,723㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,432㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。田植機やコンバイン等の機械は所有されており家族と一緒に

に農作業をされています。また、農業に54年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。7番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、3,175㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は13,864㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインやトラクター等の機械は所有されております。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。8番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、514㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,870.75㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。田植機やコンバイン等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に41年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。9番、高来地区、高来町西平原の農地1筆、569㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,911㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に13年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。10番、高来地区、高来町西尾の農地1筆、225㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,469㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、カボチャ、ブロッコリーを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

議 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、サツマイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番と5番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。登記地目は田となっていますが現況はみかん畑です。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、みかんの栽培をされると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

議 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

- 議 長 次に、6番と7番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 委 員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番から10番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、カボチャを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 委 員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ブロッコリー、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 8番から10番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、8番から10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番から10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

事 務 局 議事の途中でございますけれども会議が終わりましたので、ここで4月に新しく農林水産部に異動となりました幹部職員の紹介をいたします。

(職員紹介と挨拶)

議 長 今後ともよろしくをお願いします。

事 務 局 お忙しい中ありがとうございました。ここで退席をさせていただきます。

議 長 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第5号)

事 務 局 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、真津山地区、貝津町の畑2筆、計569㎡の農地について、隣接の併用地と併せて、住宅用地(農家住宅)とする追認の申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準について水道・下水の2管が入っている道路に接しており、かつ500m以内に2つ以上の公共施設がありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、亡くなった申請者の父が昭和50年頃に農家住宅として住居と農業用倉庫を建築し、昭和61年に住宅部分が火事で焼失した後に建て直しがありました。その後、平成11年に宅地の隣に新たに農業用倉庫を建築した経過がございます。雨水については自然流下で水路へ放流しており、農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。隣接する農地はなく、本件にかかる追加の資金はございません。以上です。

議 長 議案第5号の説明がありましたので、1番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第6号)

議 長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、本明町の畑1筆446㎡を農業用倉庫とする追認の申請です。契約内容は贈与。区域区分は調整区域、農振農用地です。農地の立地基準については農用地に該当しており原則不許可ですが、農業用施設のため不許可の例外に該当します。令和2年1月15日付で農用地区域の用途変更(農用地から農業用施設用地)の決定

がなされております。申請地ですが、昭和58年頃には倉庫が既に建設されており、現在もトラクターなどの農業用機械等を保管するため使用されております。被害防除計画についてですが、雨水は水路へ、隣接する農地はなく、農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。本件にかかる追加の資金はございません。

2番、西栄田町の畑1筆967㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請者ですが、同町内で造園業を営んでおり、植木や灯籠等の資材置場とする転用申請です。被害防除計画ですが、碎石を10cmほど敷く程度で現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明書及び融資証明で確認しています。

3番、川床町の畑1筆200㎡について、住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、集落に接続する住宅への転用のため、不許可の例外に該当しております。

申請地ですが、建物は木造2階建ての住宅を建築し、切土を最高0.5mほど施工し、周辺の一部に法面保護を施します。雨水は自然流下、污水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

4番、黒崎町の田2筆、計2,393㎡に養鰻場とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については市役所小野出張所から概ね300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請者ですが、同町内において鰻養殖業及び鰻の加工・販売業を営んでおり、今後養殖の規模を拡大するため、新たに養鰻場を整備する転用申請となっております。被害防除計画についてですが、盛土を最高1.15mほど施し、周辺に土留め工事を施工します。雨水は自然流下、污水等についてはろ過層を通して道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明書で確認しています。また、本件は建築物等の建設に該当しないため、都市計画法上の開発行為の対象となりませんが、地下水を採取するために市環境保全条例第30条の3第1項の規定による協議の対象となっておりますが、4月8日付で協議済となっております。

5番、川内町の畑3筆、計232.28㎡に住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、集落に接続する住宅への転用のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水は自然流下、污水等は合併浄化槽を通じて北側にある水路へ放流します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

6番、中通町の畑3筆、計5,545㎡の農地と隣接する併用地を併せた合計9,168㎡について太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル1,728枚を設置し、設置面積は9,168㎡、売電単価は36円です。契約内容については、賃貸借20年となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成をせずそのまま利用し、雨水排水対策については側溝を通じて、新設する調整池2か所へ集め、そこから既存の水路及び側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。なお、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっております。事前協議完了届の提出がっております。

7番、中通町の畑1筆513㎡に住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、建物は木造2階建てで、盛土を最高0.7m、切土を最高1.8mほど施工し、周辺の一部に法面保護を施します。雨水は水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

8番、貝津町の田1筆53㎡の農地について、隣接の併用地と併せて、住宅用地、農家住宅とする追認の申請となります。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は使用貸借永久。農地の立地基準について水道・下水の2管が入っている道路に接しており、かつ500m以内に2つ以上の公共施設がありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、昭和50年頃に農家住宅として住居と農業用倉庫を建築し、昭和61年に住宅部分が火事で焼失し建て直しがありました。その後、平成11年に宅地の隣に新たに農業用倉庫を建築しております。雨水については自然流下で水路へ放流しており、農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。隣接する農地はなく、本件にかかる追加の資金はございません。

9番、長田町の畑1筆224㎡の農地について、住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は使用貸借30年、農地の立地基準については、水道・下水の2管が入っている道路に接しており、かつ500m以内に2つ以上の公共施設がありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、建物は木造2階建てで、雨水は道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項の開発許可申請中です。

10番、高天町の畑1筆219㎡に隣接の併用地192.6㎡を併せた411.6㎡に住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は贈与、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は下水道へ接続します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

11番、森山町田尻の畑1筆1,102㎡の農地について、資材置場とする転用

申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については農地全体の広がりがある第1種農地に該当しておりますが、集落に接続する事業所、資材置場への転用のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、現状のまま利用し、雨水は自然流下で水路へ放流し、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。また、本件は令和元年11月26日付で農用地区域からの除外の決定がなされております。

12番、森山町田尻の田1筆565㎡の農地について、住宅用地、農家住宅とする転用申請です。契約内容は使用貸借永久。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については農地全体の広がりがある第1種農地に該当しておりますが、集落に接続する住宅への転用のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建を建築し、東側に農機具置場も整備いたします。雨水は水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。

13番、森山町上井牟田の畑2筆1, 594㎡の農地について、併用地に新たに建設する社屋及び倉庫への通路とする転用の申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については農地全体の広がりがある第1種農地に該当しておりますが、同一事業に供する場合で、隣接の土地と一体的に利用し、かつ第1種農地の面積の割合が全体事業面積の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当します。申請地ですが、最高3.8mの盛土を施し、また通路の両端に土羽を新設し、土砂の流出を防ぎます。雨水は道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。なお、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。

14番、飯盛町上原の畑430㎡の農地について、堆肥舎及び農業用資材置場とする追認の申請です。契約内容は贈与。区域区分はその他の区域、農振農用地です。農地の立地基準については農用地に該当しており原則不許可ですが、農業用施設のため不許可の例外に該当します。令和2年1月15日付で農用地区域の用途変更（農用地から農業用施設用地）の決定がなされております。申請地ですが、平成21年頃に譲渡人が買い受けた際に農業用水槽が既に設置されており、その水槽を改良して堆肥舎を整備し、その後農業用資材置場を整備し現在も使用しております。被害防除計画についてですが、雨水は水路へ、隣接する農地はなく、農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。本件にかかる追加の資金はございません。

15番、高来町東平原の畑1筆249㎡の農地について、住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は贈与、農地の立地基準については、市役所高来支所から概ね300m以内にある農地でありますの

で第3種農地に該当します。申請地ですが、建物は木造平屋建てで、雨水は近くに道路側溝がないため、申請地内に浸透柵を設置することとなります。地区協議会においてこの浸透柵の構造についての質問がありましたのでここで説明させていただきます。資料を配布しておりますのでご覧下さい。浸透柵に行くまでに浸透管を通りますが、この間に徐々に申請地内に浸み込ませます。最終的に浸透柵に集まり申請地内に放流します。浸透柵の深さは90cm程度、幅が60cmとなっています。この雨水浸透柵については排水施設計算表及び設計書等の提出があっており、数値等については市が確認済みでございます。汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

16番、小長井町井崎の畑2筆768㎡の農地について、駐車場用地14台分とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請者は地元で漁業を営んでおり、本件は潮干狩り来客用の駐車場用地とする転用申請です。申請地については盛土を最高2.5mほど施し、法面保護を行います。雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

議案第6号の説明は以上です。

議 長 議案第6号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、適正であると思われま。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくお願いま。

議 長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくお願いま。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番と5番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番と7番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。

委 員 6番は着工してないですか。

委 員 現地を確認してきましたが着工してないです。

議 長 ほかに何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 8番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番と10番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、11番から13番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 11番から13番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、11番から13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番から13番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、14番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 14番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、14番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、14番は、申請どおり許可することに決定いたしま

す。

議 長 次に、15番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議しました。雨水については先ほど事務局から説明があったとおりです。土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 15番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、15番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、15番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、16番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、隣接者への説明不足と雨水の排水対策に不備等があり、地区協議会では保留との意見がありました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 16番について、雨水が下の農地に流れ込むということで、隣接農地の所有者への説明がうまくできていないとの意見が地区協議会においてありました。皆様方からのご意見をお伺いしたいと思います。

委 員 問題を解決してから許可するのが相当でないかと思えます。
委 員 委員さんからご意見があったとおり、隣接農地所有者との協議が整ってから許可というのが適正かと思えます。

議 長 16番については、私に一任をしてもらえれば、隣接農地の所有者との協議が整い、図面と協議書の提出があり次第許可をしたいと思えますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、16番は保留とし、隣接農地の所有者との協議が整い、図面と協議書の提出があってから許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、小野地区、小野島町の農地1筆、745㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

2番、長田地区、長田町の農地3筆、2,216㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

3番、小江干拓地区、小江干拓の農地2筆、30,521㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借2年10か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、レタス、

スイートコーン等の生産を主体に経営されています。

4番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、2, 269㎡を耕作に便利のため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

5番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1, 186㎡を耕作に便利のため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、花卉、アスパラの生産を主体に経営されています。

6番、有喜地区、早見町の農地3筆、1, 452㎡を、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

7番、森山地区、森山町本村の農地1筆、6, 104㎡を耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

8番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1, 381㎡を耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。以上です。

以上、1番から8番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で議案第7号の説明を終わります。

議長 1番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第8号) 続きまして、関連がありますので、議案第7号の9番から30番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号の9番から30番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第7号の9番、小栗地区、小ヶ倉町の農地4筆、3, 222㎡を、議案第8号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、生姜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の10番、小野地区、小野町、小野島町の農地4筆、7, 102㎡、議案第7号の11番、小野地区、小野島町の農地2筆、11, 250㎡、計18, 352㎡を、議案第8号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の12番、小野地区、小野町、川内町の農地5筆、6,078㎡、
議案第7号の13番、小野地区、川内町の農地3筆、4,345㎡、
議案第7号の14番、小野地区、川内町の農地1筆、644㎡の計11,067㎡を、議案第8号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の15番、小野地区、黒崎町、赤崎町の農地4筆、6,172㎡、
議案第7号の16番、小野地区、黒崎町の農地1筆945㎡の計7,117㎡を、議案第8号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の17番、小野地区、小野島町の農地1筆、915㎡を、議案第8号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の18番、小野地区、川内町の農地7筆、15,730㎡を、議案第8号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の19番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地10筆、11,597㎡、

議案第7号の20番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地3筆、2,822㎡の計14,419㎡を、議案第8号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の21番、森山地区、森山町本村の農地5筆、5,238㎡、

議案第7号の22番、森山地区、森山町本村の農地1筆、436㎡、

議案第7号の23番、森山地区、森山町本村の農地1筆、570㎡の計6,244㎡を、議案第8号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の24番、森山地区、森山町本村、の農地17筆、12,361㎡を、議案第8号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の25番、森山地区、森山町本村、森山町杉谷の農地2筆、2,995㎡を、議案第8号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用

地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の26番、森山地区、森山町本村の農地5筆、1,879㎡を、議案第8号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の27番、森山地区、森山町本村の農地2筆、2,322㎡を、議案第8号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の28番、高来地区、高来町平田の農地3筆、5,705㎡を、議案第8号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の29番、小長井地区、小長井町遠竹の農地4筆、3,834㎡、
議案第7号の30番、小長井地区、小長井町遠竹、の農地1筆、1,262㎡の計5,096㎡を、議案第8号の14番に使用貸借15年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、新規に就農し、水稻の生産を主体に経営されます。

以上、第7号議案の9番から30番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第8号議案の1番から14番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第7号の9番、また、議案第8号の1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の9番を許可し、議案第8号の1番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の9番を許可し、議案第8号の1番を「意見なし」とすることに決定いたします。

次の議案第7号の10番と11番、議案第8号の2番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員・退席)

議 長 議案第7号の10番と11番、議案第8号の2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議長 ご質問がないようですので、議案第7号の10番と11番を許可し、議案第8号の2番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、議案第7号の10番と11番を許可し、議案第8号の2番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。12番委員の入場を求めます。
（12番委員・入場 → 着席）
- 議長 次に議案第7号の12番から30番、また、議案第8号の3番から14番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、議案第7号の12番から30番を許可し、また、議案第8号の3番から14番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、議案第7号の12番から30番を許可し、また、議案第8号の3番から14番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。
- (報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。
- 事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。小野地区から2件、有喜・森山地区から1件、長田地区から1件、森山地区から2件、合計6件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。
- 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。諫早地区から1件、小野地区から2件、小江干拓地区から1件、有喜地区から1件、本野地区から1件、森山地区から2件、合計8件の通知が出ています。解約理由としましては、諫早地区の1件は耕作することが困難となったため、小野地区の2件は耕作者を変更するため、小江干拓地区の1件は都合により営農できなくなったため、有喜地区の1件は売買するため、本野地区の1件は都合により耕作できなくなったため、森山地区の2件のうち1件は売買するため、残りの1件は売買するためとなっております。
- 報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。
- 1番、多良見地区、多良見町中里の畑、101㎡を駐車場用地にする届出です。
- 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。
- 1番、西栄田町の畑398㎡を住宅用地にする売買の届出です。
2番、栄田町の畑270㎡を住宅用地にする売買の届出です。
3番、栄田町の畑652㎡を住宅用地にする売買の届出です。
4番、城見町の畑277㎡を住宅用地にする売買の届出です。
5番、城見町の畑274㎡を住宅用地にする売買の届出です。
6番、福田町の畑166㎡を駐車場用地にする贈与の届出です。
7番、小川町の畑465㎡を住宅用地にする売買の届出です。

8番、鷺崎町の畑752㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 9番、鷺崎町の畑252㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 10番、鷺崎町の畑532㎡を道路用地にする売買の届出です。
 11番、鷺崎町の畑778㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 12番、鷺崎町の畑907㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 13番、鷺崎町の畑44㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 14番、鷺崎町の畑477㎡を駐車場用地にする売買の届出です。
 15番、小船越町の畑841㎡を駐車場用地にする売買の届出です。
 16番、真崎町の畑318㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 17番、多良見町中里の田42㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 18番、多良見町化屋の畑3筆、計219.65㎡を住宅用地にする売買の届出
 です。3筆のうち1筆については持分2分の1の所有権移転となります。
 19番、多良見町化屋の畑2筆、計15.65㎡を住宅用地にする売買の届出で
 す。2筆のうち1筆については持分2分の1の所有権移転となります。
 20番、多良見町木床の畑255㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。
 1番、高来町東平原の畑1筆681㎡のうち83㎡に農業用倉庫及び耕作用道路
 を設置する届出です。

報告第6号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、飯盛町野中の田1筆1,617㎡について、田畑転換する届出です。申請
 者が高齢となり稲作ができないため、畑地として利用するため田畑転換を行うもの
 となっております。工事後はバレイショや青菜種を作付する計画となっております。

2番、飯盛町野中の田1筆714㎡について、田畑転換する届出です。申請者が
 高齢となり稲作ができないため、畑地として利用するため田畑転換を行うものとな
 っております。工事後はバレイショや青菜種を作付する計画となっております。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

小栗地区から1件、長田地区から1件、合計2件の申出を受理いたしました。全
 て、山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 　　ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 　　なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 　　それでは次に、その他の項目でございますが、令和元年度農業委員会互助会決
 算報告の承認の件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　　令和元年度農業委員会互助会の収支決算の説明・・・(記載省略)

議 長 　　それでは、監事さんより監査報告をお願いします。

監 事 　　(監査報告)

議 長 　　令和元年度 農業委員会 互助会決算につきまして、報告がありましたが、何か
 ご質問はありませんか。

 (「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、令和元年度 農業委員会 互助会決算については、承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、令和元年度 農業委員会互助会決算については、承認することに決定いたします。ほかに事務局から連絡事項等はありませんか。
(事務連絡)
- 事務局 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。
議 長 お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。
- 議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。
- | | | |
|---------|-----------------------------------|--------|
| 議案第 1 号 | 令和元年度事業報告承認の件 | 1 件。 |
| 議案第 2 号 | 令和 2 年度事業計画 (案) 承認の件 | 1 件。 |
| 議案第 3 号 | 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う
意見聴取の件 | 2 件。 |
| 議案第 4 号 | 農地法第 3 条許可 | 1 0 件。 |
| 議案第 5 号 | 農地法第 4 条許可 | 1 件。 |
| 議案第 6 号 | 農地法第 5 条許可 | 1 6 件。 |
| 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 | 3 0 件。 |
| 議案第 8 号 | 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 | 1 4 件。 |
- 以上、審議件数は、全部で 7 5 件 ございました。
以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。
委員さん方から何かご質問等はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 それでは、これをもちまして、令和 2 年度諫早市農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)